

○庄原市民会館設置及び管理条例施行規則  
平成17年3月31日教育委員会規則第27号

改正

平成19年3月28日教委規則第11号

平成20年2月7日教委規則第3号

平成21年1月15日教委規則第3号

平成22年3月10日教委規則第5号

庄原市民会館設置及び管理条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、庄原市民会館設置及び管理条例(平成17年庄原市条例第90号。以下「条例」という。)の規定に基づき、庄原市民会館(以下「市民会館」という。)の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(管理)

第2条 この規則において、庄原市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が管理するときは、「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、条例第10条第3項の規定により当該各施設の利用に係る料金を指定管理者の収入として収受させるときは、「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

(使用の申請)

第3条 市民会館(備品等を含む。)を使用しようとする者は、使用申請書(様式第1号)に必要書類を添えて指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項に定める申請書を受領したときは、その内容を審査し、市民会館の管理運営に支障がないと認めるときは、使用許可書(様式第2号)を当該申請者に交付する。

3 使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が市民会館を使用する際は、必ず使用許可書を携帯し、職員の要請があればこれを提示しなければならない。

4 備品等を使用する者は、市民会館以外の場所で使用することはできない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(申請書の受付期間)

第4条 前条第1項に定める申請書の受付期間は、使用期日の1年前から前日までとし、ロビー、集会室、視聴覚室及び研修室Fの各室のみを使用するときは、使用期日の3か月前からとする。ただし、指定管理者が特別な理由があると認めるときは、この限りではない。

(使用の中止又は変更)

第5条 使用者が、使用を中止し、又は使用の内容を変更しようとするときは、使用許可書を添え、速やかにその旨を指定管理者に届け出て、許可を受けなければならない。

(使用料の減免)

第6条 使用料の減免を受けようとする者は、減免申請書(様式第3号)に必要書類を添えて指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項に定める申請書を受領したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、減免決定通知書(様式第4号)により当該申請者に通知するものとする。

3 条例第11条に規定する特別な理由及び減免の額は、別表第1のとおりとする。

(使用料の返還)

第7条 条例第12条ただし書の規定により、使用料の返還を受けようとする者は、返還申請書(様式第5号)に必要書類を添えて指定管理者に提出しなければならない。

2 返還する場合の使用料の額は、別表第2のとおりとする。

(入場者の遵守事項)

第8条 市民会館に入場する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 施設及び設備を損傷し、又は汚損しないこと。

(2) 所定の場所以外で喫煙、飲食、火気の使用をしないこと。

(3) 騒音を発し、館内を不潔にし、暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

(4) 所定の場所以外に出入りしないこと。

(5) その他指定管理者の指示に従うこと。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年3月31日から施行する。

附 則(平成19年3月28日教委規則第11号)

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行日前に庄原市公民館設置及び管理条例施行規則(平成17年庄原市教育委員会規則第26号)により施設の使用許可をされたものについては、なお従前の例による。

附 則(平成20年2月7日教委規則第3号)

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行日の前日までに改正前の規則により施設の使用許可をされたものについては、なお従前の例による。

附 則(平成21年1月15日教委規則第3号)

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行日の前日までに、改正前の規則の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成22年3月10日教委規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1(第6条関係)

使用料減免の特別な理由及び減免の額

使用料減免の特別な理由	減免の額	摘要
1 市内に組織された社会教育関係団体、社会福祉関係団体等の公共的団体が、その目的のため使用する場合で、市又は教育委員会が後援する行事	半額免除	入場料を徴収しないとき。
	20%免除	入場料を徴収するとき。
2 前記以外の団体が、市又は教育委員会が公益上必要と認めて後援又は協賛する行事	20%免除	入場料を徴収しないとき。
3 その他教育委員会が公益上必要と認める場合	全額免除	

備考

ホール・ロビーの冷暖房の使用料は、減免の対象から除く。

別表第2(第7条関係)

返還する使用料の額

区分	返還する使用料
使用期間の前	全額
使用期間の2分の1未満を使用したとき	2分の1の額

備考

1 使用料は、施設、冷暖房、備品等の使用料の合算額をいう。

2 返還する使用料に10円未満の端数が生じたときは、その端数金額は切上げとする。

様式(省略)